

足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会

報 告 書

【足場からの墜落防止対策の取りまとめ】

平成26年11月

足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会

第5 まとめ

足場は、組立て等をする者及び使用する者にとって、主要な職場環境であり、安心し、安全に働ける職場環境を実現するため、次に述べる対策を提言することとする。

I 足場の組立て、解体又は変更の作業時の墜落防止対策

- 1 足場の組立て、解体又は変更（以下「組立て等」という。）の作業において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、安全帯を安全に取り付けるための設備が設けられた状態でなければ作業を行ってはならないこととすべきである。

この場合、足場の一方の側面のみであっても、手すりを設ける等労働者が墜落する危険を低減させるための措置を優先的に講ずるよう指導すること。

なお、安全帯を安全に取り付けるための設備とは、安全帯を適切に着用した労働者が落下しても、安全帯を取り付けた設備が脱落することがなく、衝突面等に達することを防ぎ、かつ、使用する安全帯の性能に応じて適当な位置に安全帯を取り付けることができるものであること。

また、はり、柱等がすでに設けられており、これらに安全帯等を安全に取り付けるための設備として利用することができる場合があること。

また、一方で、「安衛則第519条の墜落そのものの防止を第一とする基本に沿い、わく組足場、くさび繫結式足場等の定型的な自立型組立足場にあつては墜落防止措置として「手すり先行工法による二段手すりと幅木」を設置することとし、(万が一に備え)安全帯を使用させ、これ以外の足場等これによることが著しく困難な場合にあつては安衛則第521条に基づき安全帯取付設備を設け、安全帯を使用させるようにするべきである。」という主張があった。

- 2 労働者を足場の組立て等の作業に係る業務に就かせるときは、特別教育を行うべきである。

なお、本特別教育のカリキュラム等については、足場の組立て等に係る専門工事業者、安全衛生教育機関等の専門家による検討が必要である。

- 3 足場の組立て等作業主任者について、従事する業務に関する能力の向上を図るため、おおむね5年ごとに実施することとされている労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育をさらに促進すること。

II 足場における通常の作業時の墜落防止対策

- 1 足場の床材と建地とのすき間については、一般的な足場の関係部材の寸法を踏まえて、一定の基準を設けるべきである。

また、足場の床材と建地とのすき間をできるだけ少なくすることを推進すること。

- 2 作業の必要上臨時に交さ筋かい、手すり等を取り外すときは、労働者に安全帯等を使用させる、取り外す箇所において作業を行う労働者以外の者の立入りを禁止する等の墜落防

止措置を講じるとともに、当該作業の終了後直ちに元の状態に戻すべきである。

- 3 足場を請負人の労働者に使用させる元方事業者等の注文者は、足場の組立て、一部解体又は一部変更の後、足場における作業を開始する前に、点検を行い、その結果を保存するべきである。

また、事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者、労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第 88 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等十分な知識・経験を有する者により、チェックリストを作成し、これに基づき点検を行うことを推進すること。

事業者又は注文者が行う、足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、足場の組立て等の作業に直接従事した者又は当該作業の作業主任者若しくは作業指揮者（以下「足場の組立て等の当事者」という。）以外の者が行うことを推進すること。

ただし、

- ① 従業員数の少ない事業者又は注文者にあつては、足場の組立て等の当事者以外には、足場の点検に関する十分な知識・経験を有する者が確保できない場合も考えられる。この場合には、足場の点検に関する十分な知識・経験を有する足場の組立て等の当事者に足場の点検を実施させても差し支えないこと。
- ② 事業者及び注文者の双方が点検を行う場合には、事業者の点検は、足場の組立て等の当事者のうち、足場の点検に関する十分な知識・経験を有する者に点検を実施させても差し支えないこと。

また、交さ筋かいや構造部材としての機能を有する手すりや中さんの一時的な取外し若しくは取付け又は足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート、朝顔等の一時的な取外し若しくは取付けは、原則として、足場の一部解体又は一部変更に含まれる。ただし、次の場合には、足場の一部解体又は一部変更には含まれないこととすること。

- ① 交さ筋かい、手すり、中さん等の足場の構造部材の取付け又は取外しについては、足場の構造に大きな影響を及ぼさないことが明らかな場合であつて、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき。

例 1) 作業の必要上、壁つなぎの間隔の範囲内で、交さ筋かい等を一時的に 1 カ所のみを取り外し、当該作業後直ちに元の状態に戻す場合であつて、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき

例 2) 足場と躯体の間の開口部を塞ぐために床付き布わく等の足場の構造部材を取り付ける等足場の強度が高まる場合であつて、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき

- ② 足場の構造部材ではないが、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート等の取付け又は取外しについては、取り外す場合又は取り外した後に取り付ける場合であつて、部材の上げ下ろしが伴わないとき

例 1) 強風が予想される場合等に、メッシュシートを取り外し、建地にくくり付けるとき及び当該メッシュシートを元の状態に戻すとき

例2) 作業の必要上一部を臨時に取り外し、当該作業後直ちに元の状態に戻す場合であつて、部材の上げ下ろしが伴わないとき

4 幅木(つま先板・すべり止め(足を滑らせて墜落することを防ぐための板))については、墜落防止措置及び飛来落下防止措置として、足場の建地の中心間の幅が60センチメートル以上の場合には、足場の外側(荷揚げ等の作業に支障がある箇所を除く。)に次の措置を講ずることを推進すること。

① わく組足場においては、下さんの代わりに、高さ15センチメートル以上の幅木を設置すること。

② わく組足場以外の足場においては、手すり及び中さんに加えて幅木等を設置すること。これらの措置を推進する理由は以下のとおりである。

- ・ 下さん又は中さんの下に一定のすき間があること。
- ・ 足場からの墜落防止措置に関するアンケート調査結果(以下「アンケート結果」という。)において、幅木等により下さん又は中さんの下のすき間を狭くすることが「必要」との回答が50%強、「必ずしも必要ではないが、望ましい」との回答が約30%であったこと。

一方で、

- ・ 足場板の幅が狭い場合には、つまづく等の危険性が高まること。
- ・ 足場の躯体側では作業の都合上、取り外すことが多いこと。

また、一方で、「推進する」ではなく、幅木を設置すべき足場は、足場の建地の中心間の幅が50センチメートル以上とし、足場の両側に、下さんに加えて高さ15センチメートル以上の幅木を設置するべきであり、この場合にあっては、下さんの高さは「38センチメートル以上45センチメートル以下」に改めるべきである。」という主張があった。

この主張を報告書に記載することに反対する意見もあった。

5 上さんについては、わく組足場の外側(荷揚げ等の作業に支障がある箇所を除く。)に、交さ筋かい及び下さんに加えて上さんを設置することを推進すること。

この措置を推進する理由は以下のとおりである。

- ・ 交さ筋かいには、一定のすき間があること
- ・ アンケート結果において、交さ筋かい及び下さんに加えて上さんの設置が「必要」との回答が36%、「必ずしも必要ではないが、望ましい」との回答が39%であったこと

一方で、

- ・ 交さ筋かい及び下さんを取り付けているわく組足場において、ほとんどが故意に身を乗り出した、交さ筋かいに足をかけた等の理由により墜落災害が発生していること
- ・ 足場の躯体側では作業の都合上、取り外すことが多いこと

また、一方で、「推進する」ではなく、わく組足場の両側に、交さ筋かい及び下さんに加えて上さんを設置するべきである。」という主張があった。

この主張を報告書に記載することに反対する意見もあった。

Ⅲ 足場からの墜落防止対策全般

- 1 足場で作業を行う労働者等に対して、労働者等向けの墜落防止のポイントを説明したリーフレット等により墜落防止に係る安全衛生意識の高揚を図ること。
- 2 足場に係る構造部材の配置、壁つなぎの割付け、手すり等の墜落防止措置等を記載した足場の組立図は、足場の倒壊防止に資するほか、足場からの墜落防止にも資することから、足場の組立図の作成を推進すること。
- 3 より安全で使いやすい足場の開発を促進するため、足場の安全性が担保できる範囲で、法令に定める足場の要件を見直すべきである。
また、法令に定める足場の要件の見直しに当たっては、足場の安全に関する学識経験者等による検証が得られたものについては、実施すること。

Ⅳ 関係府省と連携した墜落防止対策等

- 1 建設業に従事する者の災害を防止するためには、発注者における施工時の安全衛生の確保のための必要な経費（一人親方等の労災保険の特別加入のために必要な費用を含む。）の積算、受注者である元請等から関係請負人へその経費が確実に渡るよう、国土交通省と連携して、墜落防止措置の見直し後の内容を含めて、これらの措置が実施されるよう、関係者に周知啓発を図ること。
- 2 建設業に従事する一人親方の災害防止等に係る対策として、下記の事項について、国土交通省とも連携して取り組むこと。
 - ・ 一人親方等の災害に係る情報の収集及びそれを踏まえた元方事業者等に対する指導の実施
 - ・ 特別加入団体等を通じた一人親方の特別加入の一層の促進
 - ・ 雇用から請負への安易な転換を防ぐための法定福利費の確保の徹底、建設業団体を通じた一人親方の労働者性の判断基準に関する更なる周知徹底、建設業団体等と連携した重層下請構造改善の推進

Ⅴ 今後、検討すべき課題

以上のとおり、これまでの議論を踏まえ、報告書を取りまとめるものであるが、次の事項については、墜落防止対策全般を推進するため、引き続き検討すること。

- ① 足場の側面からの墜落防止措置の規制のあり方
検討に当たっては、次の研究を実施し、その結果等を参考にするとともに、性能要件化についても考慮すること。
 - ・ 足場板の幅が狭い場合には、つまずく等の危険性が高まることから、幅木を設置しても安全に使用できる足場板の幅等の研究
 - ・ 移動時及び作業時における下さん・中さんの下のすき間や交さ筋かいのすき間からの墜落防止措置の研究
 - ・ 墜落するおそれのない躯体と足場板とすき間の基準の研究

- ② 一側足場の使用に関する基準のあり方
- ③ J I S等法令以外で定められている基準に関する規制のあり方
- ④ ハーネス型の安全帯の使用に関する規制のあり方
- ⑤ 足場の設置等の届出の範囲のあり方

平成22年8月11日制定

平成25年8月23日改正

平成25年9月24日改正

足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会 開催要綱

1 目的

足場からの墜落災害の防止対策については、平成21年3月に改正された労働安全衛生規則（以下「改正省令」という。）に基づく措置の履行確保に加え、安全衛生部長通達（平成24年2月9日付け基安発0209第2号「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の策定について」）において、改正省令の確実な履行と併せて実施することが望ましい「より安全な措置」を示し、その普及に努めているところであるが、同通達においては、「足場からの墜落災害について、負傷災害を含め毎年データを蓄積・分析し、その結果を示すとともに、改正省令の施行後3年を目途に、改正省令等の措置の効果の把握を行い、必要があると認められるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずる」とこととしているところである。

このため、本検討会においては、今後の足場からの墜落災害防止対策の推進に資するため、蓄積・分析されたデータをもとに、改正省令等に基づく足場からの墜落防止措置の効果について検証・評価を行うとともに、これらの分析結果を踏まえて、足場からの墜落防止措置の検討を行う。

2 実施事項

- (1) 足場からの墜落防止措置の検討
- (2) その他

3 参集者

別紙「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会 参集者名簿」のとおり。

4 その他

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が別紙の検討会参集者の参集を求める。
- (2) 本検討会には座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会は、必要に応じ、参集者以外の者に出席を依頼することができる。
- (4) 本検討会は、原則として公開とすることとし、検討に当たり、特定の個人のプライバシー、企業活動のノウハウに係る事案等を取り扱う際には非公開とすることができる。
- (5) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室において行う。

足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会 参集者名簿

<学識経験者>

臼井伸之介 大阪大学大学院人間科学研究科教授
大幢 勝利 (独)労働安全衛生総合研究所建設安全研究グループ 上席研究員
小林 謙二 関東学院大学工学部建築学科教授 (座長)
田村 幸雄 東京工芸大学工学部建築学科教授

<足場メーカー・リース業関係団体>

小野辰雄 全国仮設安全事業協同組合理事長
鈴木芳美 (一社) 仮設工業会会長
原田 保 (一社) 軽仮設リース業協会常務理事

<建設業・造船業関係団体>

加藤正勝 建設労務安全研究会理事長
金森勝三 (一社) 全国中小建築工事業団体連合会副会長
小島政章 (一社) 全国建設業協会労働委員会委員
児玉 猛 (一社) 日本造船工業会全国造船安全衛生対策推進本部本部長補佐
才賀清二郎 (一社) 建設産業専門団体連合会会長
鈴木敏彦 (一社) 日本建設業連合会安全委員会安全対策部会副部会長
高橋 元 建設業労働災害防止協会技術管理部長
宮本 一 全国建設労働組合総連合労働対策部長
宗像祐司 (一社) 住宅生産団体連合会工事CS・労務安全管理分科会主査

<行政>オブザーバー

田村秀夫 国土交通省大臣官房技術調査課長
屋敷次郎 国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長